

令和5年度第2回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日 時：2023年（令和5年）7月11日（火）

午前9時半から11時半まで

会 場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1・5-2会議室

委 員：島村委員、種田委員、西村委員、高橋委員、小野田委員、奥田委員  
山田委員、佐藤委員、齊藤委員、船山委員、冨澤委員、林委員

計12名

事務局：佐藤福祉部長

障がい者支援課

（臼井、星野、真下、増田、鎌田、岩本、竹原、伊原）

福祉総務課（古郡）

子ども家庭課（金子、安田）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計10名

欠席者：1名

傍聴者：1名

（事務局：臼井）

それでは令和5年度第2回藤沢市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会を始めたいと思います。ここで委員の交代がございましたのでお知らせをいたします。計画検討委員会には各専門部会の代表の方にご参加をいただいておりますが、相談支援部会の代表者で変更がありまして、新たに光友会かわうそ奥田様にご出席をいただく事になりました。奥田委員、ご挨拶一言お願いします。

（奥田委員）

北部障がい者地域相談支援センターかわうその奥田と申します。至らない点もあるかと思いますが藤沢市のために頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：臼井)

続きまして、委員の出席状況と前回の議事録の確認について事務局からご案内をいたします。

(事務局：岩本)

障がい者支援課の岩本です。よろしくお願いいたします。まず、本日の委員の出席状況をご報告いたします。本日、委員12名中11名の参加でご出席いただいております。高山代表が本日はご欠席となっております。資料につきましては、事前に配布資料として配布した通りでございますが、ここで資料2-4につきまして、記載内容に誤りがございましたので、お伝えいたします。括弧4の協議事項のイにつきましては、令和5年度相談支援部会の予定についてでございますが、正しくは令和5年度就労進路支援部会の予定についてです。申し訳ございませんでした。次に前回議事録についてですが、昨日まで議事録等の修正について、西村委員から修正のご指示、ご意見いただいております。この場で参加されている委員の皆様、他の方でご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃいましたら、挙手、もしくはご発言いただければと思います。それでは会場では意見なしということで、西村委員からのご意見を事務局も含めて反映させたものを議事録として確定させていただき、委員の皆様には後日メールで送付し、確定とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局：臼井)

それではこれより議事に入らせていただきます。本日、代表の高山委員がご欠席ということで、ここからは、進行を高橋副代表にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(高橋副代表)

皆さんおはようございます。高山代表が今日いらっしゃらないということで、司会の方をさせていただきます。不慣れで至らない点はご了承ください。早速ですが次第に沿って進めていきたいと思っております。2番の報

告事項の括弧1の第1回総合支援協議会についてというところからですが、事務局の方から報告をお願いいたします。

(事務局：鎌田)

障がい者支援課の鎌田です。よろしくをお願いいたします。資料1の第1回総合支援協議会につきましてご報告させていただきます。

開催は、5月25日で、委員24人中21人の出席でした。

内容といたしましては、まず、「今年度のスケジュール」と「聞き取り調査及びアンケート調査の結果」について、事務局から報告を行っております。

次に、協議事項ですが、「新規日中サービス支援型共同生活援助」と「総合支援協議会等のあり方」について、協議いたしました。

「新規日中サービス支援型共同生活援助」につきましては、主に人員に係ることや、医療的ケア、強度行動障がいの当事者の受け入れについて、ご意見をいただきました。

続きまして、「総合支援協議会等のあり方」につきましては、総合支援協議会と計画検討委員会で共通する意義について意見が交わされ、2つの会議が互いに検討の方向性において共通理解をもつ必要性が指摘されました。

最終的に本協議会において、総合支援協議会と計画検討委員会の独立及び本日配布しております参考資料にあります【中間見直しに向けた方向性】を共通課題として取り扱うことについて了承を得ました。

事務局からは以上です。

(高橋副代表)

続いて、括弧2の第1回各部会についてご報告をお願いします。

(事務局：鎌田)

障がい者支援課の鎌田です。専門部会の実施状況につきまして、お伝えしてまいります。各専門部会の実施状況につきましては、資料2-1から2-4のとおりとなります。

さて、今回のご報告のポイントを先にお伝えをします。

過日、各専門部会において、計画検討委員会から情報提供された「中間見直しに向けた今後の方向性」について、各専門部会からもご意見をいただいております。

追加参考資料を皆様にお送りいたしました。こちらの資料が、各部会の基本目標ごとに抽出された「今後の方向性の中から選ばれた推し項目」となっております。各部会からも「この項目が大事ではないか」というご意見をいただいておりますので、この後、各部会の代表者の方から、その辺りを中心に、ご発言いただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

(高橋副代表)

今事務局からもありましたが、各部会からのご報告を委員の皆様には、お聞きいただければと思います。では相談支援部会の方から報告をお願いいたします。

(奥田委員)

相談支援部会の奥田からご報告させていただきます。まず相談支援部会につきましては、昨年度の積み残した課題であります、安全安心プランの活用と、現状の把握ということを行っていくということを決めております。また先ほど表の方にもありました中間見直しに向けた課題および方向性につきましては、相談事業においては全ての分野が横断的に関わるといった側面もありますので、ここの二つに集約というよりは、特に重点的に行っていくというところで意見集約をしておりますが、相談支援の強化地域での生活を支える支援の充実というところで御意見をいただいております。相談支援の強化に関しましては、相談支援専門員および計画相談の量の確保と質の担保、企画期間相談や専門相談計画相談という藤沢ならではの重層的な相談支援体制と、職種多領域との連携の強化というものが需要ではないかというご意見をいただいております。また他にも基本目標3について、1人1人の必要に応じた支援の推進の部分では、ライフサイクルに沿って児から者への転換のところや介護保険への移行について、まだまだ埋めきれない課題があるのではないかとご意見がありました。さらに、暮らしの場の確保では、医療ケアを必要とする方や強度行動障害を伴う方に関して、地域の受け皿が不足しているということから、現状あるものを使いながら、またないものを作っていくというような取り組みが必要ではないかというご意見をいただきました。相談支援部会からは以上になります。

(齋藤委員)

重度障がい者支援部会の齋藤です。重度障がい者支援部会第1回の報告につきましては資料2-2にある通りになります。内容はここに記載の通りですが、重度障がい者支援部会としては前年度にこれまで10年間の蓄積を集大成として行った報告書をまとめ、総合支援協議会として提言書も出させていただいたことがあります。結局そこに課題などは全部網羅されているということで報告はしておりますが、ここに記載されていない調査の対象になっていないような方々が少数残っています。それから児者の転換であるとか、ライフサイクルの繋ぎの問題ですが、防災の問題とかまだいろいろ残っています。その辺のことを今年度は整理をしてはどうかという話し合いになっております。内容としては以上になります。

(富澤委員)

それでは権利擁護部会の内容について富澤からご報告いたします。まず権利擁護部会につきましては昨年度からの積み残しということは特段なく研修等々を昨年度も実施いたしました。今年度協議したいことと、次年度協議したいことの内容につきまして、資料5にある通り基本目標1から4の子どもの育ちを支える支援の充実の項目に渡って幅広いご意見を各委員の方々からいただきました。その中でも特に今、権利擁護部会として進めていきたいと思っているポイントとして、まず一つとして基本目標1の部分での権利擁護の推進というような記載になっておりますがこちらについてはそういった障がいのある方のご家族、親への支援の充実ということを進めることで虐待を減らせる可能性があるのではということで、この権利擁護の推進という項目をまず一つのポイントであると考えております。また、もう一つ基本目標3、地域での生活を支える支援の充実の部分で一人一人が必要に応じた支援の推進、こちらにおきましては重度の障がいを持つ方の支援が不足しているということが以前からお話としても出ておりますので、的確な数値目標を出すとともに、数値目標実現のための具体性を持った方策を考えることをより一層進められればということでこの権利擁護部会としての今年度の重点目標という捉え方にしております。権利擁護部会の方からは以上となります。

(船山委員)

船山から就労・進路支援部会の報告をいたします。主な意見としては就労・進路に関して、追加資料の協議事項としたい項目、整理表で言う5と6の部分

です。基本目標5の障がい者の多様な就労ニーズに対する支援および障がい者雇用の質の向上の推進についてですが、次年度から秋口頃に就労選択支援事業が新しい事業として創設される予定です。就労選択支援事業というのは、基本的に様々な障がいを持つ方たちの職業能力をきちんとアセスメントをして、いろんな人に働く機会を提供して働く可能性を一緒に考えるという目的もあって作られる事業ですが、その選択支援事業を意識して、よりよいものとするために部会で前年度作成したアセスメントシートの運用方法をきちんと考えていくことと、その運用マニュアルを作った方がよいだろうという話が出ています。あとは学齢期です。支援学校は基本的には職業的なアセスメントを取る機会があまり多くないと聞いております。障がいサービスの事業所では、サービスを実施するときその職業的なアセスメントを取るそうですが、学校等ではそういう機会が少ないことから、学齢期の方たちにも使えるようなものを作成したら良いのではないかという意見がありました。また基本目標6の生活の足を支える社会作りでは、障がいのある方々の経済的な支援の推進ということがあります。その部分では、障がい者優先調達推進を行政が行って障がいのある方たちに、作業提供を行って工賃やそういったものを持ち上げていくための主要な法律がありますが、それらを活用して計画を実施することによって、就労継続支援等で働いている障がいのある方々の工賃の向上に繋げるために、そういうものをもっと活用した方が良いのではないか意見がありました。今年度に関しては、アセスメントシートの運用方法について、マニュアル作りの検討や、啓発の一環としてその活用についての研修会を実施、そういったことが必要だということが議論されました。また学齢期のアセスメント方法については、学校の特別支援級の先生とも相談しながら進めた方が良いのではないかという意見がありました。以上です。

(高橋副代表)

ありがとうございました。四つの部会から報告がありました。この報告の中で、委員の皆様から何か確認したい点はございますでしょうか。ないようですので、次の項目の大きい項目3番の括弧1の令和4年度藤沢障がい者計画実績について事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田)

令和4年度 ふじさわ障がい者計画の実績についてお伝えいたします。資料につきましては、3-1及び3-2です。

まずは、資料3-1をご覧ください。こちらの資料は、ふじさわ障がい者計画の全掲載事業になります。事業は164事業ございます。すべての事業について、令和4年度のモニタリング実績値、評価、評価理由を記載しております。事前資料として配布しているものですので、詳細につきましては触れませんが、何かございましたら、後ほどの質疑応答でお願いいたします。

続きまして、資料3-2です。こちらの資料は、評価集計、評価変化事業及び未達成事業になります。1は、令和4年度の評価集計です。基本目標ごとに評価の数値をまとめております。基本目標において、「評価5の達成できた」及び「評価4の概ね達成できた」は、基本目標2, 4, 5において、概ね95%を超え、全体評価としても約91%でした。

2は、令和3年度から令和4年度で、評価に変化が生じている事業になります。(1)は、基本目標ごとの評価変化事業数です。基本目標1において3年度と比較して低下している事業を上回っておりますが、それ以外では、上昇した事業のほうが多くなっております。

(2)につきましてお伝えします。基本目標1の低下事業につきましては、実績は上昇しているものの、評価として5から4に下げている事業がほとんどで、達成できている状況を維持しているとの評価が多かったようです。

基本目標1以外の部分において、上昇している事業につきましては、コロナの状況改善によるところが多いとの結果が出ております。続きまして、3の未達成事業についてです。事業番号37につきましては、地域移行及び地域定着支援のサービスについては、共に実績が0でした。委託相談の方々を中心に退院支援等は実施している状況がございますが、入所施設や精神病院などから地域移行支援や地域定着支援について連携を上手に図れていない状況があることから、サービスの実績に結び付けられていないことが考えられます。今後はさらに保健所等とも情報共有が必要となります。事業番号73につきましては、移動支援及び日中一時支援の利用者数は増加しているものの、利用したいタイミングで不足している現状です。事業者からの課題抽出や、利用者ニーズの把握を引き続き行っていくことが必要であると考えられます。

なお、目標ごとの評価につきましては、資料が飛びますが、資料5の左上に現行プランの進捗評価を記載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。事務局からは、以上です。

(高橋副代表)

ただいま事務局から令和4年度ふじさわ障がい者計画の実績についてご説明がありましたが、委員の皆様の方から何かご質問やご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか？

(船山委員)

45番、福祉人材の確保についてです。前年度から評価が上がっておりますが、ここの部分の評価理由に関係機関ケア会議や面談に参加するなど、複合的な課題を解決するため相談支援事業所の後方支援等を行ったと書かれておまして、この部分がどのような形で繋がるという理由なのかがわからなかったのので、お伺いしたいと思って発言させていただきましたよろしく申し上げます。

(事務局：鎌田)

45番につきましては、今急に人を増やせるというような状況の動きがまだできていない状況です。船山委員がおっしゃったように、そこを支援していくことで今いる人材をいかにどのように支援に関わっていただくか、質を上げていくか、という意味合いで考えてここは記載をされていると考えております。

(齋藤委員)

船山委員と同じく45番に関してなんですが、福祉人材の確保ということ言えば、相談に限らず福祉の現場全般に人が足りなくて、他の業界もそうですが特に福祉に関しては人が来ないという状況になっていると思います。そうすると、団体同士であるとか、会議体の中の協力ということで、評価の基準にしてしまうと、実態が全くわかってきません。例えば、聴覚障がいの手話とか要約筆記の研修会で何人集まったかという、具体的な数字が表せるような事業の内容の検討が必要だと思います。例えば説明会をやりました、何人集まりました、それに何人結びつきましたといった具体的な何かの評価の基準というのは、数で表せるものが必要かなと思います。各事業所、どんなに人を集めようと思って頑張っても難しい状況なので、福祉の事業そのものが継続できるか否かという程厳しい状況になってきています。これは実際のことですので行政の事業の中も含めて、改めての人材の確保というのは、質の担保だけではなく



て、質も量もどう増やすか、事業をどう取り組むかに、何か取り組む必要があると改めて思いました。

(事務局：鎌田)

ご発言いただいていること等につきましては、この後のお話にも繋がってくると思っております。資料5でも触れましたが、中間見直しに向けた方向性について方向性としては打ち出している部分でございます。支援サービスの提供体制の確保につきましては、委員の方々から非常に重要だというお考えを伺うことができしておりますので、今後、中間見直しにおける重点推進項目にきつと落ちていくような流れが組めるかと考えております。

(種田委員)

地域移行支援、地域定着支援について質問です。地域移行支援、地域定着支援のお話はとても難しい課題だと思います。以前はその施設や病院からグループホームに移行された場合を行う地域移行に当たったけど、それは地域ではないというところの説明だったかと思いますが、グループホームは、施設ですよ。グループホームの場合地域移行になるのでしょうか。

(事務局：鎌田)

はい、カウントはできます。

(種田委員)

ただ、地域に1人住まいという形でないと駄目なのかなと思いましたが、そうではないのでしょうか。

(事務局：鎌田)

そうならないものになりまして、例えばその入所施設からグループホームの地域移行も含まれます。退院から地域に戻ってくる時のその先が、グループホームでも地域移行のカウントができます。しかしそれでもなかなか達成できなかったことがあります。状況といたしましては退院している人がいないわけではなく、実際に、この地域移行支援、地域定着支援というサービスの実績として挙げられないことがあり、保健予防課でも退院支援を行っている中で、状況によって委託の方とか計画相談者の方が関わる場合がありますけれども、実はこの地域移行とか地域定着を請求するためには、指定一般という県の指定を取った事業所じゃないと、実績としてあげられない可能性もあります。

(種田委員)

相談事業所が関わっていないということですか。

(事務局：鎌田)

藤沢市内で指定一般の県の指定を受けている事業所は少なく、サービスとして結びつかず、実績としてはなかなか上がってきません。まずは事業所数を増やしていくということで、計画相談事業者にもご協力いただきながら、一般の方を増やしていくことも今後必要と考えます。

(種田委員)

あともう一つ、この未達成事業の家族のレスパイトについて、いろんなサービスがあると思いますが、どのサービスがなかなかレスパイトの機関を持っていないというところなのではないでしょうか。

(事務局：鎌田)

日中一時支援や医療支援、確か短期入所もそうだと思いますが、実績としては、減っているとかいうことではなかったと記憶しています。ただ、現実的にサービスの利用者が増えればいいというわけではなくて、必要なときに必要な方々が、やはりこの手のものを使えないとご家族が本当は休みたいタイミングとか、どうしても他に用事があって使いたいタイミングで使えないという状況に今なっていると理解をしているので、そういった意味で数が伸びているっていうことが全ていいわけではなくて、必要としている人たちにきちっと届けられていないという考えのもとに、未達成という考え方を持っております。ですので、どのサービスが足りていないかっていうと、全般的にやっぱり足りていないということになります。絶対数としては増えているものの、本当にこのポイントで必要だという方々が使えていない状況がありますので、重度の方とか行動障がいのある方々も含めて、そういった方々になるべく届くようにしていきたい。そういった意味で、まだまだ足りていないと評価をしています。

(種田委員)

人材も大きく関わってますでしょうか。

(事務局：鎌田)

全体的な人材不足もそうですし、先ほど申しました重度の方とか、医療的ケアが必要な患者が、あとは行動障がいのある方々への対応スキルを持ち合わせた職員が、もっと増えていくと少しずつ進んでいくと思いますが、そこがまだ足りていないかと、担当課としては考えております。

(島村委員)

種田さんが質問されたところのレスパイトの機会の確保というところで、タイミングが合わないという、実績は増えているけれどもタイミングが合わず使いたいときに使えないということもありますけれども、実績増えているというのは昨年に比べてということですか。

(事務局：鎌田)

昨年度に比べて数は増えています。

(島村委員)

昨年に比べて増えているということですが、全体的にはすごく減っていると思います。少しコロナ前と比較すると、コロナでずっと減らされたところから少し戻ったけれど、でもタイミングだけでなく使えるとき、数年前は一、二ヶ月に一度ぐらい希望を出せば何とか使えていたものがもう半年、よくて4ヶ月、ずっと出しているでも6ヶ月経っても利用できないという話はよく周りで聞いています。障がいの種別とか障がいの状態にもよるかもしれませんが、そういうところがもっと明らかになってほしいなと思っています。もちろん人手不足はすごく深刻な問題だと思います。当事者側もそこに関しては、本当に何もできないのが苦しいところですがけれども、ただ本当に足りないということは、認識していただいていると思いますけれども、本当に深刻な状態になっていると思っております。

(事務局：鎌田)

こちら島村委員おっしゃっていただいたように深刻に捉えております。ただ、医療的ケアが必要な方々に対して、福祉施設が医療的なケアを提供できるスタッフを雇うことが難しい状況にあります。また医療関係者の方々にどのような協力をいただけたらうまくいくのかを、試行錯誤しながら、進めている状況です。そういったものの中で一つでもうまくいくような状況があれば、それをモデルとして少しずつ市内に広めていきたいと考えます。福祉のみでなく、他分野の支援者の力を借りることで、利用者が助かるような状況を少しでも増やしたいと考えます。

また、行動障がいのことなどでも、少しずつですが市内法人の協力も得ながら研修も行えるような状況が出てきました。このような状況に何かご協力でき

るところがあれば積極的に行うことで、市内人材のレベルを上げていくことに少しでも協力ができればと考えております。

(高橋副代表)

最後に私の方から一言ですが、地域移行とか地域定着の実績はゼロということですが、実際にはその委託の相談が関わって、退院支援をしていたり、入所施設から地域に移行するような例があれば、次回からはそういった実績がちゃんと目に見えてわかるような形にするようなものがあればいいのかなと思いました。事業として指定一般事業として実績はゼロだが、そこがやるべきことを他がきちんとやっていることが示せれば、藤沢市の相談支援が、指定一般としては機能してなくても、そこを補完した形で機能していることが示せれば、市民の方にも納得はいただけるのかなと思いましたので、そういった見せ方をしていただければと思います。あとは、この機会に皆様からいただいた意見というのは、中間見直しに向けた方向性の中で反映されていく、事務局の方で反映させていただけると思いますので、事務局の方でぜひ、よろしくお願いいたします。それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

(休憩)

(高橋副代表)

皆様お戻りになりましたので、協議事項の2番、見直しの骨子について入りたいと思います。説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：鎌田)

障がい者支援課の鎌田です。骨子案について、ご説明及びご意見をいただく前に、資料4-1と4-2を使って、これまでの経過や今後のことにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

まずは、資料4-1です。こちらは、これまでの確認になります。1の計画策定の背景についてですが、各計画の期間につきましては、障がい者計画は6年、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年となっております。「ふじさわ障がい者計画」については、今年度が計画実施期間の中間年度にあたることから、中間見直しを実施、また、「第6期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」については、今年度で計画実施期間が終了することから、新たな計画を策定することが述べられております。

2の経過と今後の予定につきましては、記載のとおりです。

3の現計画の見直しのポイントにつきましては、令和4年度実施「ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）」策定に向けた課題及び方向性の検討報告書における各基本目標の【中間見直しに向けた方向性】から見直しのポイントを絞り込みます。

続きまして、資料4-2です。

【共通課題の整理について】ですが、こちらの資料は、今後どのような作業を通じて、課題を整理し、中間見直しを行っていくのか、説明した資料となります。まず、今年度のこれまでの動きをお伝えします。1の課題と方向性【計画検討委員会 総合支援協議会】です。現状課題と計画の中間見直しの方向性について、5月に計画検討委員会から総合支援協議会に提案しました。

続きまして、2の協議事項としたい項目整理表【総合支援協議会 専門部会→総合支援協議会→計画検討委員会】です。6月に総合支援協議会専門部会において、現状課題と計画の中間見直しの方向性を踏まえ、今後協議事項としていく項目について協議しました。7月の総合支援協議会において報告の上、第2回計画検討委員会で確認し、全体の課題項目やキーワードを確認します。これにより、両会議体からの課題を集約します。

続きまして、3の重点推進項目の検討【計画検討委員会（8月）】「2 協議事項としたい項目整理表」を計画に反映するため、課題と対応の具体的な項目をドキュメント化します。あわせて、事務局において重点項目の内容を基本目標×新専門部会案のマトリクスとして整理し、直近での最重要の検討事項を整理します。この時点で、計画反映するもの、事業化するもの、国県に要望していくもの、他の協議体に検討、実施をゆだねていくもの等の意見反映結果を整理します。

4の新専門部会案の検討【総合支援協議会専門部会8月下旬～9月上旬総合支援協議会10月・1月】です。この部分に関しましては、計画検討の委員の皆様には直接ご意見作業をお願いする部分ではございませんがお伝えします。

最終的に、新専門部会は幅広に受け止められる名称にし、課題対応は新委員に引き継ぎます。

続きまして、資料4-3です。こちらの資料は、骨子（案）となります。

現行計画との比較で申しますと、現行計画では、「藤沢市の障がい者の現状と今後の動向」や「課題の整理」を「第2章の障がい者計画」に入れておりま

したが、計画策定の前提となる部分であることから、第1章に移動させております。また、特に第2章につきましては、「前提となるもの」や「根拠となるもの」を他の章に移動させることにより、シンプルに伝えるべきものを伝えるスタイルとしたいと考えております。さらに、第1章に移動させた「藤沢市の障がい者の現状と今後の動向」や「課題の整理」につきましては、これまで詳細な情報や調査結果等を記載しておりましたが、前提の部分が長く、計画書として訴えたい部分にたどり着くまでにかかなりのページ数を必要としていることから、必要最小限の情報のみとして、詳細な「障がい者状況」や「聞き取り調査及びアンケート調査」の結果等につきましては、資料編に入れていきたいと考えております。

今回の計画策定につきましては、中間見直しということもあり、理念や目標等の変更はいたしません。項目の入れ替えを行うことで、計画策定側の伝えたいことを前面に押し出し、読み手側が読みやすくなることを期待しております。

本日は、只今伝えした、骨子（案）につきまして、ご意見をいただき、骨子を固めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

（西村委員）

今の鎌田さんのご説明で資料4-2ですね、共通課題の整理についての2番と3番というのは大切なことだと再認識いたしました。これからの流れとしての確認ですけれども、3番の重点推進項目の検討というのは、8月の段階で課題と対応の具体的な項目をドキュメント化するというのはきっと事務局がしてくださいと思いますが、そうすると、この重点推進項目の検討の話し合いとかメールのやり取りっていうのは、この8月、次回の計画検討委員会が8月8日だと思いますが、その前に計画検討委員会としての意見をさらにまとめて骨子としての意見や提案があれば間に合うということなのかということと、あともう一点その下のところの中間見直しで反映されるポイント課題と政策に落とし込んでいく作業というのはとても大切だと思いますが、これはどれぐらいの頻度でやっていて、最初の段階ではいつぐらいを考えられているのかということをお聞きしたくて手挙げました。

（事務局：鎌田）

西村委員のお話でいえば、今回ですね資料5として出させていただいているものも、実は右上の中間見直しに向けた方向性につきましては前回いただいている意見を、赤字でお示しをさせていただいております。加えて本日もこの後残り時間のところでまたさらにご意見は障がい者計画の方の事業の実績、それから我々の方で作っている評価もございまして、そういったものも含めて、今日いただいた意見もまずは右上のところに反映をさせていき、8月8日の段階では、まずはその意見を反映させたものを少しずつ中間見直しで反映されるポイントという重点項目、こういったものが今までの意見からすると必要そうなものはどんどん落とし込んで会議の事前資料としては出していきたくと思っています。このあたりをいつ頃固めていくかは当然8月8日が本格的なやり取りとしての初回にはなるとは思っておりますが、少なくとも2回やっていきたくと思っています。4ヶ月連続でできるようにこのタイミングを逃したくはないので、逃してしまうことで策定上の遅れが出てしまうと困るので、9月ぐらいまでにはある程度固めていきたくは思っております。

(齋藤委員)

資料4-3について、こういう目次のような形でいいかなと思いますが、先ほど話題になっている福祉人材についての取り組みみたいなのは、この計画の中に盛り込めるのかどうかということが一つです。それから次の者の計画がそれぞれ別々に書いてありますが、児者切り替えの時期はいつも利用者の方、利用者の家族が大変な思いをされている時期なので、例えばそういう時期の繋ぎに関して何か、支援ができる方法を何か考えるようなことが事業化できないかということについてどういうふうにお考えでしょうか、ご質問です。

(事務局：鎌田)

この後、意見交換をしていく中で、内容として落とし込めるか否かいうことを、皆様のご意見をいただきながら、確定をしていくもであると考えます。先ほどの人材不足の話は基本目標2にかなり関連深いところがございまして、今回のこの骨子の中の目次では、ちょうど2章の一番下のところ括弧1基本目標1と書いてあるだけで、基本目標6までは載せていません。ただ、ここは1から6までが全てこの後載ってきます。そうすると、おそらくそのあたりの人材不足の話や当事者転換のお話は基本目標4なのか、それとも2ないし3のところなのか、そういったところで関連する施策の柱に関連付けて選ばれた

場合、文章として載ってくるかと思えます。事務局として載せる、載せないというイメージは、いろいろなところでこの事業は大事だろうというように考えている部分はあるものの、やはりそれはこちらだけで決めていくことではないと思っておりますので、委員の方々のご意見をいただきながらそこを絞り込んで、重点項目として確定させていきたいと考えています。

(船山委員)

やはり福祉人材の確保というところは量的な不足も勿論あるのですけれども、質的な担保も同時に考えていかなければならないと思っております、そういった部分を踏まえて、今まさにSDGsの推進もありますので、継続可能な事業を行っていくために、そういった部分も含めて行政や皆さんと一緒に共有できる部分は共有して考えていくためにも、やはりその辺の文言というのはあって然りかなというのが一つと、もう一つ、発達障がいのある方たちの支援に関して、いろいろな課題が発達障害のある方たちあって、多分発達障がいのある人たちの絶対数も増えてきている状況で、その部分に関して記載があった方がいいかと考えております。よろしく申し上げます。

(事務局：鎌田)

斎藤委員のお話も船山委員のお話も議題としては違うところではございますが、こういうところ入った方がいいのではというお話の理由もつけていただいているので、またこの先、資料5の右上の方向性の部分には少し整理をして加えていけるといいなと感じていました。以上です。

(島村委員)

3章のサービス見込量のところですが、居住系にしても何にしてもそうですけど、どうしてもグループホームとかも今まで助成や設置数について達成、概ね達成といった形で出てきているが、重度の人は一つもない実情があります。それをどう目標として見えるようにしていくかを言っているとは思いますが、今度反映されていくのかどうなのか。今の状況だとぱっと見てわからないと思えます。普通に障がい者支援課さんはわかるかもしれませんが、どういう方たちに課題があるのかが重い肢体障がいだけでなく知的障がいの方たちも同じような課題があるのではないかと考えていますけれども、いかにして見えるようにしていくかも必要ではと思っています。

(事務局：鎌田)



はい。特に先ほどのお話にも関連してきますが、全体の利用実績に基づいているところなので、ぼやけてしまうことは確かです。今回、見込み量の出し方考え方とかも含めて少し今後の対策として、数字を出す前に説明はしてまいります。今後、作文をしていくときの内容や表現の方法について事務局からの提案という形で、お伝えをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(高橋副代表)

骨子について、事務局から先ほど説明があった部分としては、これまではアンケートとかヒアリングの調査項目が計画の前段にあって、その後に計画の説明がされている形で作られたということですが、今回はヒアリングやアンケートの結果が資料として後付けになると、計画作成者の思いがきちんと伝わるような形でプランの構成をし直すというお話がありましたけども、その辺につきましても、事務局の提案の形で皆さんは特に、異存はないということでしょうか。はい。特にその形について異存がないということであれば、括弧2番の見直しの骨子についているところは終わり、次に進ませていただいてもよろしいでしょうか。

それでは協議事項3番の中間見直しに向けた方向性および重点推進項目について事務局の方からご説明お願いいたします。

(事務局：鎌田)

骨子につきましては、今回お示しをさせていたものをベースに、皆様からいただいている意見も反映させながら、中身をどんどんつけて素案の形にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、資料5の重点推進項目検討シートにつきましてもご説明させていただきます。こちらに資料は、基本目標ごとの「現状の評価」、「聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理」及び「国の方向性」から導き出された「中間見直しに向けた方向性」を「中間見直しにおける重点推進項目」として定めていくのかを整理するシートとなっております。

例えば、基本目標1で申しますと、現状を、「障がい理解を促進する取組については概ね達成されている一方で、情報保障などの取組については未達成のものもあり、感染症対応や情報取得等、法の制定などを踏まえ、改善する必要がある」と、評価いたしました。

これらの状況に昨年度の調査結果、国の動向を加え、「中間見直しに向けた方向性」を第1回の会議においてお示しをしました。なお、今回の資料では、前回会議においていただいたご意見を赤字で反映させております。

先ほどの資料4-2でお示ししたとおり、皆様からいただいた、ご意見は「中間見直しに向けた方向性」に反映され、「中間見直しにおける重点推進項目」を絞り込むための要素となります。

資料の作りとしては只今お伝えしたようになっております。

つきましては、本日は、多くの資料がございましたが、資料3-1や3-2、この資料5をご確認いただいた中で、「中間見直しに向けた方向性」について、再度、ご意見をいただければと考えております。

皆様からいただいたご意見は、今後、追加参考資料として、ご提示した「令和6年度協議事項としたい項目整理表」にも追加し、中間見直しに反映させるポイントとして「重点推進項目」に位置づけていくための要素と考えておりますので、ご意見をください。事務局からは、以上です。

(船山委員)

多分、重点項目的なところになると思う調整のための環境作りについてですが、やはり障がいのある方たち自体、いろんな障がいのある人たちいらっしゃいますので、ひとくくりにできない個々の状況に応じた生活のしづらさや働きづらさがあつたときに、いろんな人がいて、というところをお伝えすると普及啓発的なところがもう少し色濃く出てきたりするといいいのかなと思っています。知ってもらわないことには共生って多分できないと思いますので、まず知ってもらうための具体的な手はずや、分かってもらうため、そして自分ごとじゃないっていうところで、これは皆さん通じて加齢していけば高齢者になるっていうのはありますが、障がいのある人のことになるとやっぱり別な問題になってしまうという傾向がありますので、誰でもやっぱりなりうる可能性だつてあるし、生きづらさつて、障がいのあるなしだけでなく普通に人はあると思うんで。そういった部分が何か伝わるような項目というか、そういうような部分を、盛り込んでいったりだとか重点的に考えてもらえたりするといいいのかなと思っています。

(山田委員)

意見というか感想になりますが、先ほどの第1の協議事項でもありましたように地域移行、地域定着とか、そういう話とか皆様から兎者切り替えとか、いろいろお話があって、指定一般の新規事業所を増やすとかいろいろあったかと思いますが、どれもこれも相談支援専門員に関わるような話なのかなと思います。量というところで、私も把握はできておりませんが、足りているのかどうかということもあります。しっかりそういった相談支援専門員さんのことについて関わっていかなければ、使命感を果たしていただくということに対して、少し何か整理や支援が必要かと感じたところです。

(林委員)

今皆様のお話を聞いていて、船山委員のおっしゃったことに共感しています。具体的なことをいろいろ知ってもらわなければ、もう共生することができないっていう、知ってもらうためにはどうするのかということ、先ほどの資料の3-1のところで、どこかに何か一緒に取り組んだところがあったような事業No. 64に、地区ボランティアセンターのボランティア活動に就労継続支援B型事業の人が一緒に参加したみたいなことが書いてあって、そういうことをどんどんやっていけばいいのかなと感じました。そういうお互いに知り合うための手段、どういうことをしていけばいいのかということは、まだこの時点ではその考えなくてもいいのかな、いいのですかという質問です。その次の段階になるこの重点項目、重点推進項目はただ、いろいろ知ってもらうため、知ってもらうようにしなければいけないというところで止めればいいのかということのはわかっていません。

(事務局：鎌田)

今の各事業の具体的な部分については、現段階でなくもう少し先のところでいろいろとお話ができるところかなと思いますので、ただ、視点として船山委員と同じようなご意見として承りますし、知ってもらうためにどうすればいいのだろうかということは大事なことになるので、今後のどこでどのような形で振り分けるかということは当然出てくるとは思いますけれども、貴重な意見としてはいただいております。

(小野田委員)

資料3-1の32番の項目で、相談の質の話が今回たくさん出ていたかと思えます。それを研修件数だけではなく、例えば、ここではサービス利用計画作

成件数となっていますがそれだけでなく、例えば期間中の変更案がどれだけあったのか、モニタリングの報告書の件数がどれだけあったかというところもあることで、質を見測る時も使えるかなと思いましたが、いかがでしょうか。

(事務局：鎌田)

ご意見ありがとうございます。具体的なその事業の中身とか、例えばそのモニタリング指標をどう設定していくかという話になってくるとは思いますが、今回いただいているご意見としては記録しておきますので、そのときに使わせていただければなと思います。

(小野田委員)

もう一つ。今回、未達成事業の73番で、今、短期入所等のお話が出ていたかと思いますが、居室確保事業が0件とあります。この辺がどう表現できるのかなと今後のことだとは思いますが、感じたところです。

(事務局：鎌田)

居室確保事業につきましては、実績は0ですが、それをどう捉えているかということについては、実は藤沢市の中の緊急対応のセーフティネットは安全安心プランが第1のセーフティネットとして、緊急時どのように利用者の周囲の人たちで対応していくのかをまずは作っていきます。そこで難しかった場合、ショートステイの緊急利用というところで、オーバーベッドであってもその緊急対応で対応していただいて事業所の方々には加算も取れるような状況があるので、そこで対応していただく。それでも駄目だった場合の居室確保という流れで考えております。そうすると、実際に法人や我々の方に利用希望が上がってきていない状況は、手前の部分で、きちっと地域の皆様の対応力をもってして対応していただいていることによるものだとは評価をしています。そのため、いざというときの藤沢の事業所の方々を含めて対応力があると考えているので、居室確保の0という実績については、大きな問題視をしていないことになります。以上です。

(小野田委員)

ちなみに、居室確保事業というのは、その事業ができる事業体はどういったものでしょうか。要は通所の事業所しかできないのかとか、そういった意味での質問です。

(事務局：鎌田)

事業体としてはまずは市としては法人と契約をさせていただいています。緊急対応の部分であるのでショートステイが使えていない、使えないような方々が想定されているので、ショートステイ機能は持っていないところでの宿泊が想定されていて、具体的にはご本人が通い慣れている生活介護のようなところで寝泊まりができるような環境があるところなどが場所としては想定ができると考えておまして、ただ一晩二晩、仮の住まいなのである程度、衣食住が確保できるような設備が整っている状況は、条件となっておりますけれども、そういった場所を法人さんに提供していただく形で考えています。

(小野田委員)

わかりました。一つ、こういった事例がありまして、ある相談支援事業所の方から介護者の高齢のお父さんお母さんが本人を介護できなくなったということで、本人は同居して、障がい者本人は区分がない。だからすぐにショートは使えない状況にある。どうしたものかという相談でした。ここで思ったのが、例えば私は今、ひだまりにいますけれども、ひだまりの方でショートステイのお部屋が埋まっていたとしても、居室確保事業が使えるのであれば、例えば宿直室を開けて、入居者に提供してもいいかと思いました。ただ我々のような事業体が居室確保事業に名乗りを上げていいのかもわからないし、そもそもその相談者様が居室確保事業の対象者になるのかもわからず、こちらで受け止めることができなかったことがありました。そういったフレキシブルな動きができれば、かなり助かる方々もいるのではないかという意味では計画に繋がってくる話でもあると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：鎌田)

居室確保事業をスタートさせたときを思い返すと、まず、そのショートステイを持っている事業所そのもの居室確保事業はやらないとしているのは、「だったらショートをできるでしょ」というところで事業としてとの差が全く見えてこなくなるからそれを止めていたはずですね。であればショートで受けてくださいということでそれ以外の部分で、ショート先も見つからないから本人がなるべく安心できるような環境を、法人さんをお願いをして提供できませんかっていうお話に当時なっていたと記憶しております。ですので、自分のところでどうなのだろうということを考えると、最終結論としてはできなかったということになると思いますが、そのような理由が当時あったと記憶しております

ので、かなり深く掘って今、限定的なものでいろいろ条件があったり、また居室確保の状況が、ずっとこのままでいいかということそれは話は別かなと思ってしますので状況に応じて、その仕組みそのものを考えていく、それから、相談支援部会でも話題になったことですが、ご本人が必ず家の外で宿泊しなければならないのかということも含めてまだ緊急対応としては解決ができていないので、今後そういったところも、問題点を整理しながら取り組み直しが必要なタイミングが来るのではと想像しています。

(島村委員)

居室確保について、安全安心プランと紐づいていくのかと思いますが、それがどのくらい作成されているのか、やっていく見込みがあるのかということで、つい最近うちの会員さんも夜間に身内の方がお亡くなりになって、しかも関西まで行かなくてはいけないということでしたが、お子さんが医療的ケアも必要な方でした。それで、訪問看護ステーションが割と近く、利用しているところがあったから、お母さんは日帰りで行きましたけれども、まだ学齢の兄弟と2人で家で過ごして、訪看に1日3回ぐらい来ていただいて、必要なケアをしていただいたということですけど、そのときにやはり緊急のそういう場所が欲しいと切実に感じたところで、私も今そのプランと居室確保の事業が出来上がったときに、会では一応お伝えはしていますが、でも全然そういうのがやはり定着ゼロですと言われてるように、本当に必要じゃなくて、ゼロなんじゃないかなと思っています。知らないから。相談しようがないその方も、そういう連絡を受けたのが夜間だからどこにも連絡していいかわからなかったということなのでこれからもうちょっと考えていっていただく中では、周知も一緒にやっていかないと、結局作っても利用されないということになるのではないかと思います。

(高橋副代表)

ご意見ありがとうございました。今いただいたご意見、すごく大事だと思っております。そもそも居室確保が上手に周知できているかということそうではないのは確かだと思います。やはりその安全安心プランを通じて、今後何かあったときこういう流れでいきますということを広く伝えていくことが肝になっている気がするので、来年度も含めてですね、安全安心プランは広めていかなければいけない部分かなと思います。一昨年から、重度障がい者支援部会の方

でも、災害を想定して、より詳細な情報を集めた安全安心プランを作成しましたので、そこを広めていくことで少し厚みを持たせた情報を利用者の支援チームがしっかりと持って、その後のことに対応できるようになっていくといいかなと思っています。今回ご指摘いただいていることについてはこちらとしても受け止めはしていきますし、周知をしていくというところでまたご意見を伺いたいとこちらから投げかけをさせていただく機会もあるかと思っておりますので、その際にはよろしく願いいたします。

それでは、次の議題のその他、情報提供になりますが島村委員から情報提供とういことです。お願いいたします。

(島村委員)

肢体不自由児者父母の会主催でまた藤沢市の方にも共催をいただきまして、写真展を、8月1日から6日まで藤沢市民ギャラリーで行います。山本美里さんという方の写真ですけれどもこの方が医療的ケア児のお母さんでもあります。その方が学校でずっと一日中待機をしているという状況の中で、ご自身のことや、学校のことを撮った写真がメインになると思いますが、その他にもご家族を撮った写真も展示されます。展示室の2、3を二つ使って行います。また、私達がすこし突貫工事のように作ったのでそんな立派ではありませんが、肢体不自由児者父母の会の活動や、会員の顔なども並べた写真、それから私達が昭和40年からずっと飛鳥という機関紙を出してきておりまして、50部ずつ合本を作っておりますので、そういうものも今回は展示する予定です。実際小田急ゲートのところなので、皆さんぜひ足を運ばせてみていただけたらと思います。それから8月5日は分庁舎の活動室1、2でトークイベントを行います。山本さんとそれからフリーアナウンサーの小川優さんそれから私が入って、トークする予定でおりますので、もしお時間がありましたら、Zoomでも参加できますので覗いてみてください。

(高橋副代表)

情報提供ありがとうございました。それでは本日予定されていた議事はこれで終了になりますので、事務局の方にお戻ししたいと思います。

(事務局：臼井)

長時間にわたりありがとうございました。特に資料5ですね、重点推進項目等のご意見どうしても事業のお話になったりするところもあるので、そのあた

りの整理は事務局でいたしますので、今日ちょっと言い足りないとか後で思いついたということがありましたら、7月20日までにご意見頂戴できれば、次回の第3回の検討の中で反映をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞお気軽にですね、お寄せくださいよろしく願いいたします。

ではこれもちまして第2回の計画検討委員会を閉会とさせていただきます。次回につきましては8月8日火曜日午前9時30分から会場はこちら5-1、5-2の会議室になります。またZoomも併用になりますのでどうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

閉会